

動労千葉申第3号（10月12日）

「『乗務員勤務制度』等に関する 申し入れ」を千葉支社に提出

下記のとおり申し入れるので、団体交渉により誠意をもって回答すること。

記

1. 「乗務員勤務制度」に関して、次の点を明らかにすること。
 - (1) 各区における短時間行路の設定の考え方及び行路数について。
 - (2) 短時間行路に対する指導員、当務主務、支社課員の運用の考え方について。
 - (3) 短時間行路の設定に伴い他行路の拘束時間を「1時間～2時間程度延長する」としているが、行路設定の具体的考え方について。
2. この間、千葉支社は、「ワンマン運転の拡大」について社員に説明等を行っているが、今後のワンマン運転拡大の考え方について具体的に明らかにすること。
3. 千葉支社における今後の業務委託の考え方について、具体的に明らかにすること。

以上

乗務員勤務制度改悪粉碎へ全力で闘おう!